

居住安定援助賃貸住宅事業に関する事務取扱要綱

〔 令和 7 年 9 月 22 日 〕
〔 市 長 決 裁 〕

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第 5 章に規定する居住安定援助賃貸住宅事業に関する事務について、法および国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第 1 号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法および規則において使用する用語の例による。

（認定通知等）

第 3 条 法第43条第 1 項の規定による認定した旨の通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第44条第 2 項において準用する法第43条第 1 項の規定による認定した旨の通知は、居住安定援助計画の変更認定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

3 規則第21条第 2 項の規定に基づく届出は、居住安定援助計画の軽微な変更届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

4 法第50条第 2 項の規定による承認した旨の通知は、目的外使用に係る承認通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

（認定申請書等の添付書類）

第 4 条 規則第 8 条第 3 号から第 5 号までおよび第 7 号に規定する誓約書は、誓約書（様式第 5 号）とする。

2 規則第 8 条第 8 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とす

る。

- (1) 居住安定援助と同様の一般向けサービスを提供している場合は、各々のサービスの利用料がわかる書類
- (2) 居住安定援助を委託し、委託先が決まっている場合は、委託契約書の写し
- (3) 昭和56年5月以前に着工された住宅の場合は、耐震関係規定に適合又はこれに準ずることが確認できる書類
- (4) 福祉サービスへのつなぎ先が民間事業者の場合は、連携を確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるものの他、市長が審査のために必要と認める書類（報告徴収）

第5条 法第54条第1項の規定により認定事業者へ報告を求める場合は、居住安定援助計画認定事業の業務に関する報告を求める通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定事業者は、居住安定援助計画認定事業の業務に関する報告書（様式第7号）を提出するものとする。（改善命令）

第6条 法第55条の規定により認定事業者へ改善措置を命ずる場合は、居住安定援助計画認定事業改善命令書（様式第8号）により行うものとする。（認定取消）

第7条 法第56条第3項の規定による認定を取消した旨の通知は、居住安定援助計画認定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和7年10月1日から施行する。